

館林市 都市建設部 建築課 建築指導係からのお知らせ

建築基準法第42条第2項道路 (道路後退部分の取扱について)

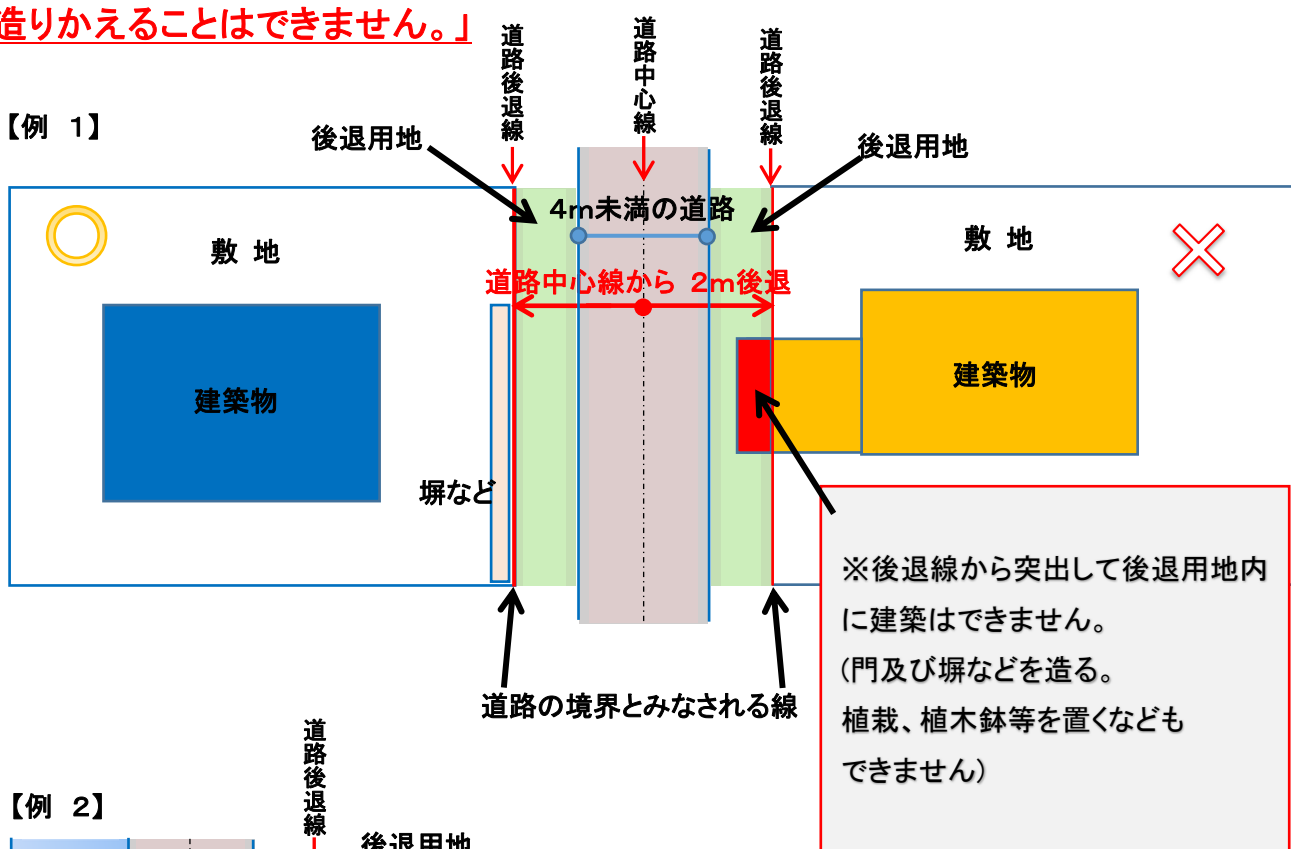
敷地が幅員4メートル未満の道路(建築基準法第42条第2項道路)に接している場合、道路中心線から敷地側へ2メートル後退した位置が道路(みなし)境界線(以下「後退線」という。)となり、敷地側へ後退の義務があります。【例 1】

また、道路に沿って線路敷や水路等(以下「水路等」という。)がある場合は、水路等と道路との境界線から敷地側に4メートル後退した位置が後退線になります。

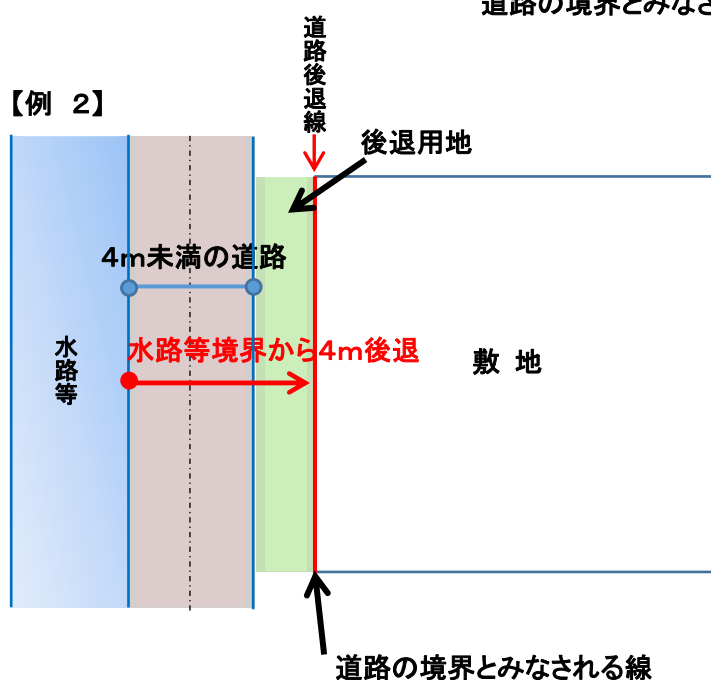
【例 2】

「後退線から後退用地に突出して建築物はもちろん、門及び塀などを造り、又は造りかえることはできません。」

【例 1】



【例 2】



問い合わせ先

館林市役所 都市建設部

建築課 建築指導係

電話 0276-47-5157(直通)まで